

監 第 293 号-2
令和 3 年 8 月 24 日

新発田市長 二階堂 韶 様

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 石 山 洋 子

令和 2 度決算に基づく新発田市の
健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 度の健全化判断比率について審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

令和2年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月2日から同年8月19日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	11.98	
② 連結実質赤字比率	—	16.98	
③ 実質公債費比率	7.0	25.0	
④ 将来負担比率	59.0	350.0	

(注：「—」は、赤字を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、良好な状態となっている。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じておらず、良好な状態となっている。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は、7.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態となっている。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は、59.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態となっている。

(3) 比率の算定において是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。